

生活道路におけるゾーン対策 「ゾーン30」「ゾーン30プラス」について

1 生活道路対策の必要性

2 「ゾーン30」

3 「ゾーン30プラス」

4 「ゾーン30」Q&A

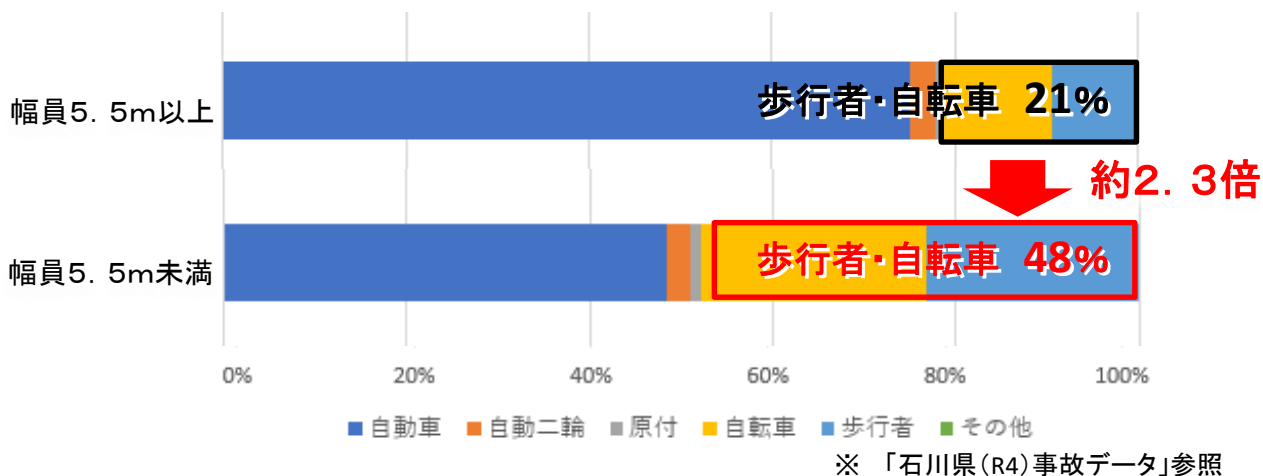
5 「ゾーン30」の整備事例

6 石川県内「ゾーン30」整備状況（R5.4現在）

1 生活道路対策の必要性

状態別の交通事故死傷者数をみると、歩行者・自転車乗用中の死傷者の割合は、幅員5.5m未満の道路では、幅員5.5m以上の道路に比べて約2.3倍多い。

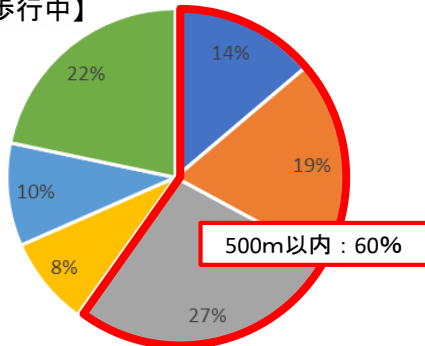
道路幅員別・状態別の交通事故死傷者の構成率



歩行中・自転車乗用中の交通死亡事故の多くが自宅から500m以内で発生

状態別・自宅からの距離別交通事故死者数の構成率

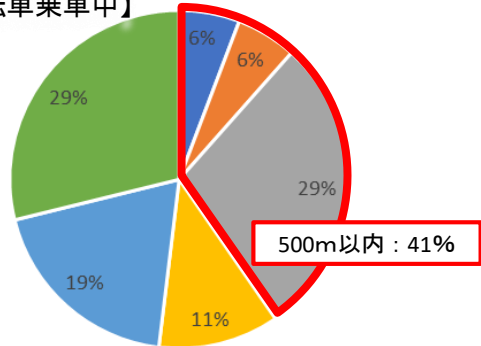
【歩行中】



■ 500m以下 ■ 1000m以下 ■ 5000m以下

■ 1km以下 ■ 2km以下 ■ 2km超過

【自転車乗車中】



■ 500m以下 ■ 1000m以下 ■ 5000m以下

■ 1km以下 ■ 2km以下 ■ 2km超過

※ 「石川県(H25~R4)事故データ」参照

2 「ゾーン30」

ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30km/h毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

○ 「ゾーン30」における主な対策内容

～対策のポイント～

- ・ ゾーン内における走行速度の抑制
- ・ 通過交通（抜け道としての通行）の抑制・排除

区域規制標識の設置



路面表示（法定外）の設置



大型通行禁止規制等の実施



ゾーン入口の対策
標識・表示の設置により、ドライバーに対し、ゾーンの入口を明示

ゾーン内の対策
最高速度30km/hの区域規制の実施、路側帯の設置・拡幅と中央線抹消、物理的デバイス(ハンプ等)の設置等による速度抑制や、通行禁止等の交通規制の実施による通過交通の抑制・排除



最高速度規制の実施 **ハンプ等の設置**



路側帯の設置・拡幅と中央線の抹消



ゾーン周辺の対策
ゾーン周辺道路における交通流の円滑化により、ゾーン内への通過交通の流入を抑制・排除

信号制御の見直し



右折車線の設置と進行方向別通行区分規制の実施



<凡 例>

- 対策名** 公安委員会の対策
- 対策名** 道路管理者の対策
- 対策名** 公安委員会又は道路管理者の対策

※ 既存のゾーン30に、既に物理的デバイスが設置されている場合、最高速度30km/hの区域規制拡大等の見直しや物理的デバイスの増設等対策の更なる充実について検討の上、地域住民等との合意形成を図りながら、整備計画を策定し、ゾーン30プラスに移行する。

3 「ゾーン30プラス」

生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るため、ゾーン30プラスでは、最高速度30km/hの区域規制のほか、交通実態に応じて区域内における大型通行禁止、一方通行等の各種交通規制を実施するとともに、ハンプやスムーズ横断歩道などの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図っています。

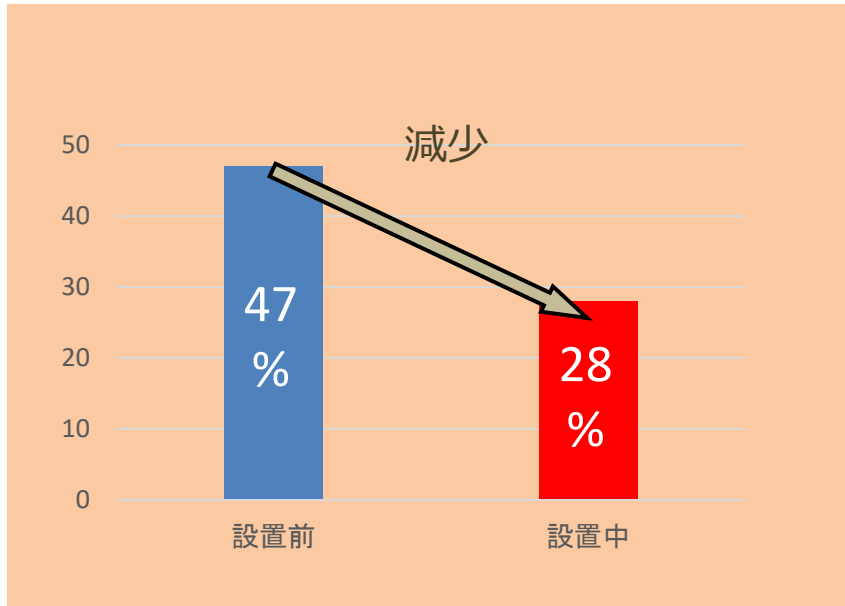
○ 「ゾーン30プラス」における主な対策内容



○ 物理的デバイスの設置による効果検証結果

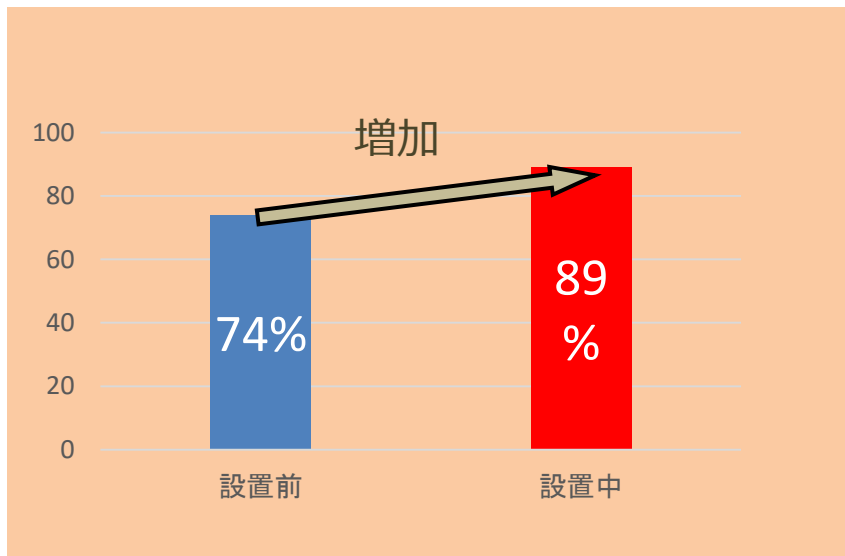
■ 各地(36都道府県)で設置したスムーズ横断歩道の設置効果検証結果

〈30km/hを超えて走行した自動車の割合〉



⇒ 30km/hを超えて走行する自動車の割合が低下

〈横断歩道付近で停止又は徐行した自動車の割合〉



⇒ 横断歩道を渡ろうとする歩行者がいる場合の自動車の停止・減速割合が向上

- ※1 「30km/hを超えて走行する自動車の割合」は異常値を排除するため最大・最小値から各2.5%の値を排除している(信頼区間95%)。
- ※2 「横断歩道付近で停止又は徐行した自動車の割合」は歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合に通行した自動車を対象としている。
- ※3 本データはパンフレット「ゾーン30プラス～交通事故のない生活道路を目指して～」から抜粋したもの

4 「ゾーン30」Q&A

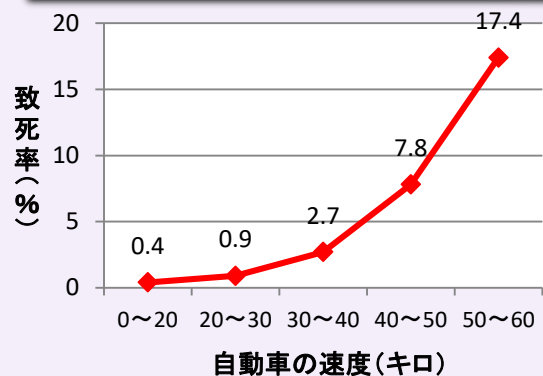
Q 1 「ゾーン30」の速度規制は、一般的な速度規制とどのように違うのですか？

A 1 速度規制は個々の道路（路線）ごとに実施するのが一般的ですが、「ゾーン30」では、区域を定めて速度規制を実施することで、対象区域内の道路に最高速度30キロメートル毎時の速度規制が適用されることとなります。

Q 2 なぜ30キロ規制なのですか？

A 2 右のグラフのとおり、自動車と歩行者が衝突した場合、自動車の速度が時速30キロを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇します。
このため、生活道路を走行する自動車の速度を時速30キロ以下に抑制し、重大事故を防止するものです。

自動車の速度と歩行者の致死率



注 1 平成17年から21年中に幅員5.5メートル未満の単路で発生した人対車両事故の分析による。

注 2 致死率とは、死傷者数に対する死者数の割合をいう。

Q 3 「ゾーン30」を整備する区域はどのようにして決められるのですか？

A 3 交通量や交通事故の発生状況等をもとに、警察が道路管理者や地域の皆さんと協議・調整して決定する場合や、地域の皆さんからの御要望を踏まえて整備の必要性等を検討して決定する場合などが考えられます。

なお、「ゾーン30」は、幹線道路等に囲まれている、生活道路が集まった市街地の区域に整備します。

Q 4 「ゾーン30」の整備と通学路の安全対策はどのような関係にありますか？

A 4 生活道路が集まった区域に通学路が含まれている場合には、「ゾーン30」を整備することは通学路の安全対策上も有効であると考えられます。

5 「ゾーン30」「ゾーン30プラス」整備事例

対策実施前

対策実施後



ゾーン入口の明示(美川小学校周辺の事例)



ゾーン入口の明示(南部中学校周辺の事例)

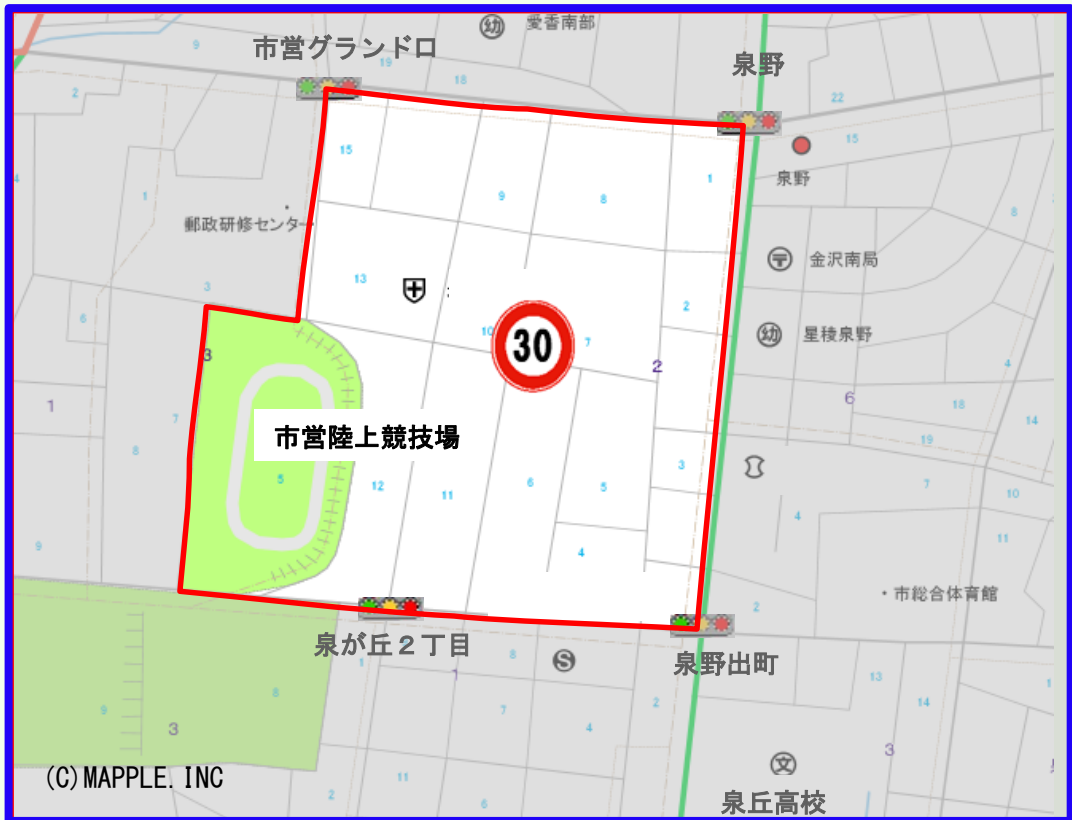


車道幅員の縮小(能美市宮竹町・ゾーン30プラスの事例)

6 石川県内「ゾーン30」整備状況（R5.3末現在）

	市町村	整備区域	整備年月	管轄署
1	金沢市	額新保3丁目	H23.8	金沢中
2		天神町1丁目	H26.3	
3		泉が丘2丁目	H27.8	
4		西泉1丁目・2丁目	H29.2	
5		若草町	R4.3	金沢東
6		瓢箪町	H26.12	
7		長田1丁目・2丁目	H28.1	金沢西
8		東力町、間明町2丁目、入江3丁目	H26.12	
9		駅西新町3丁目	H28.8	
10	加賀市	片山津温泉	H25.3	大聖寺
11		庄町、七日市町、津波倉町	H29.9	
12	小松市	西町、寺町、大文字町	H25.13	小松
13		光陽町	H27.10	
14		西軽海町1～4丁目、希望丘、軽海町	H27.10	
15		日末町、村松町	H28.10.24	
16		二ツ梨町	H28.10.24	
17		今江町	h30.3.16	
18		島町、箕輪町	H31.3.15	
19		福乃宮町	R2.2.28	
20		小馬出町	R3.3.17	
21	能美市	寺井町	H25.8.29	能美
22		中町、浜町（ゾーン30プラス）	H30.3.16	
23		福岡町	R2.10.30	
24		宮竹町	R4.12.9	
25	白山市	白峰	H26.9.19	白山
26		美川	H31.2.21	
27	野々市市	新庄2丁目	H28.8.19	津幡
28	かほく市	宇野気	H26.9.19	
29	津幡町	井上の荘2丁目	H26.11.14	
30		井上の荘1丁目、中橋	H29.8.17	
31	志賀町	高浜町	H26.2.28	羽咋
32		高浜町	H26.8.25	
33		高浜町	H26.8.25	
34	七尾市	小丸山台1丁目・2丁目、小島町	H26.12.22	七尾
35	輪島市	河井町	H28.9.29	輪島
36	穴水町	大町	H24.10.11	
37	珠洲市	野々江町	H26.8.25	珠洲

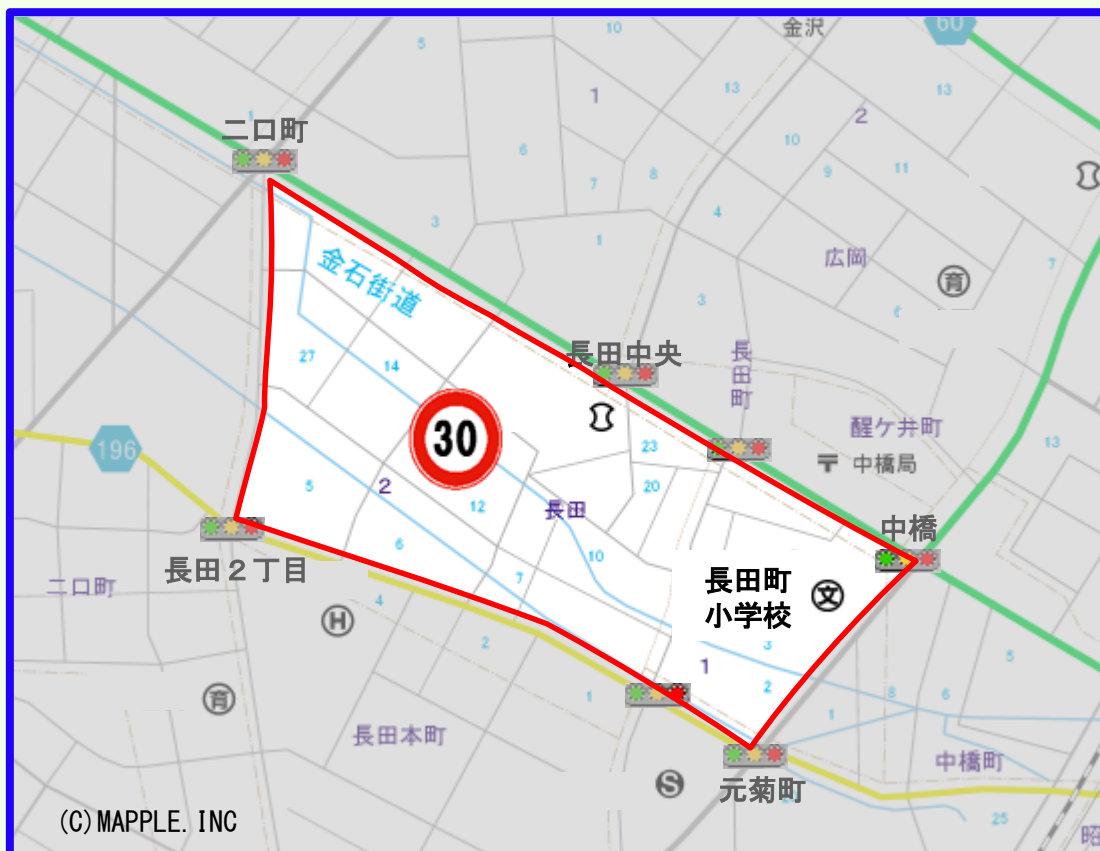
整備地区③：金沢市泉が丘2丁目（整備年月：平成27年8月）



整備地区④：金沢市西泉1丁目、2丁目地内（整備年月：平成29年2月）



整備地区⑦：金沢市長田1丁目、2丁目地内（整備年月：平成28年1月）



整備地区⑧：金沢市東力町、間明町2丁目、入江3丁目地内（整備年月：平成26年12月）



整備地区⑨：金沢市駅西新町3丁目地内（整備年月：平成28年8月）



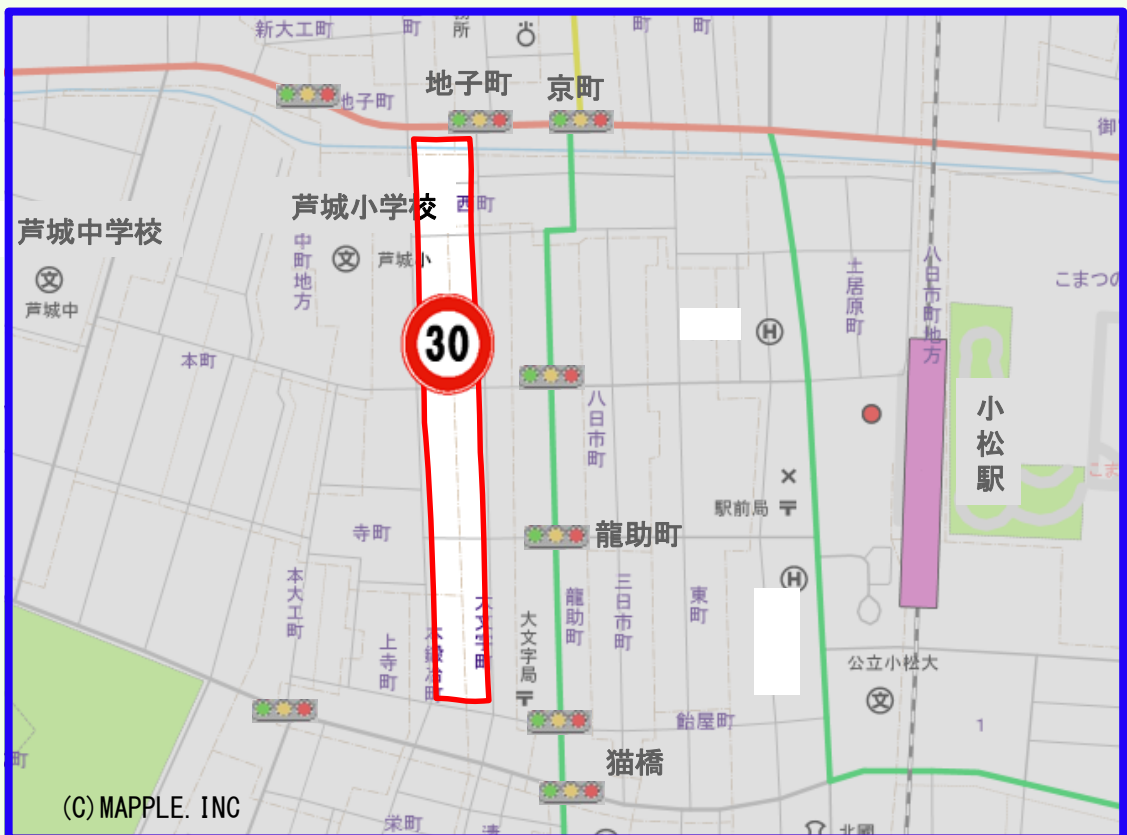
整備地区⑩：加賀市片山津温泉地内（整備年月：平成25年3月）



整備地区⑪：加賀市庄町、七日市町、津波倉町地内（整備年月：平成29年9月）

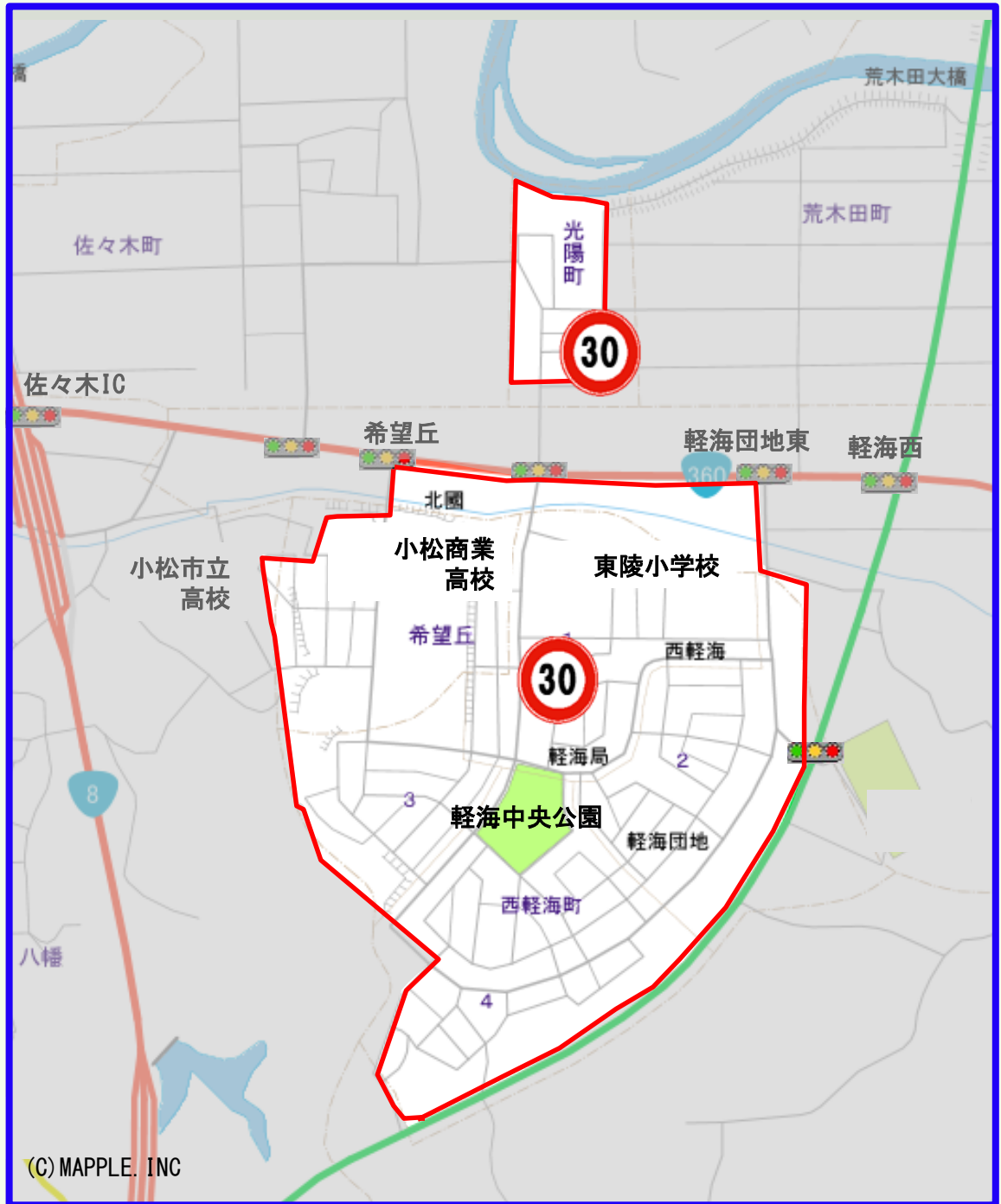


整備地区⑫：小松市西町、寺町、大文字町（整備年月：平成25年3月）



整備地区⑬：小松市光陽町（整備年月：平成27年10月）

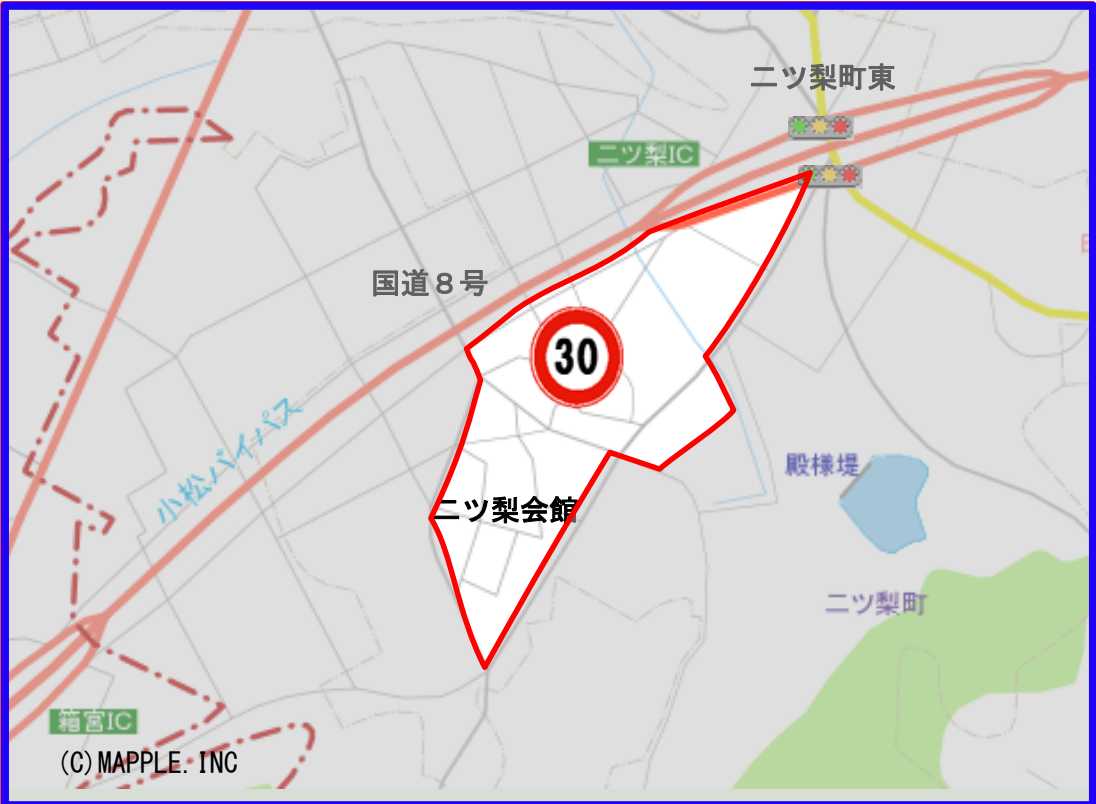
整備地区⑭：小松市西軽海町1～4丁目、希望丘、軽海町地内
（整備年月：平成27年10月）



整備地区⑮：小松市日末町、村松町地内（整備年月：平成28年10月）



整備地区⑯：小松市二ツ梨町地内（整備年月：平成28年10月）



整備地区⑰：小松市今江町地内（整備年月：平成30年3月）



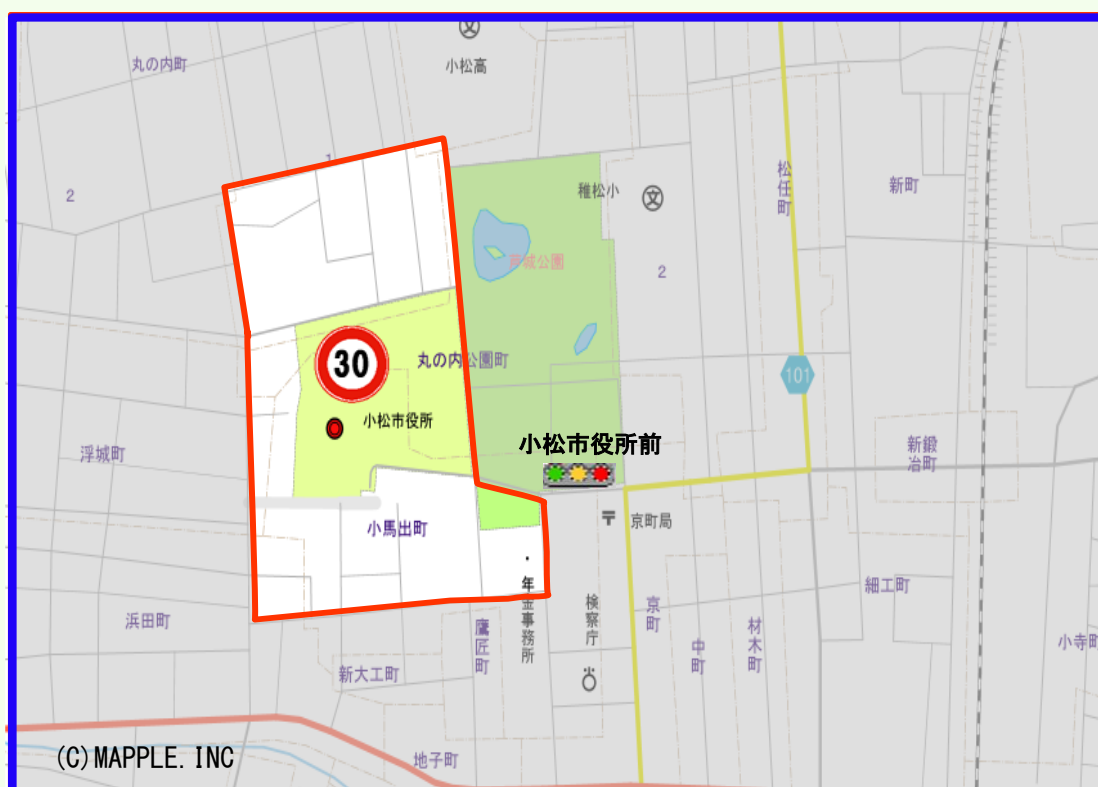
整備地区⑱：小松市島町、蓑輪町地内（整備年月：平成31年3月）



整備地区⑱：小松市福乃宮町地内（整備年月：令和2年2月）



整備地区⑳：小松市小馬出町地内（整備年月：令和3年3月）



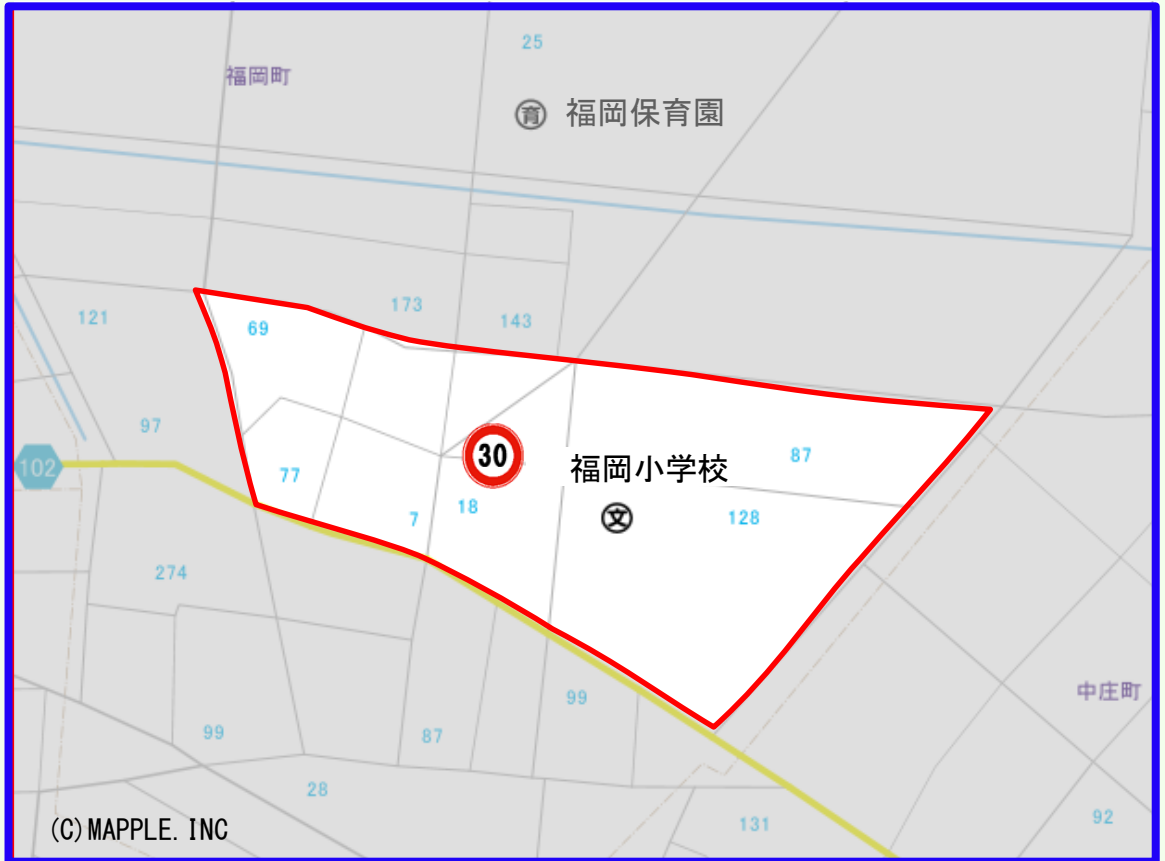
整備地区②：能美市寺井町地内（整備年月：平成25年8月）



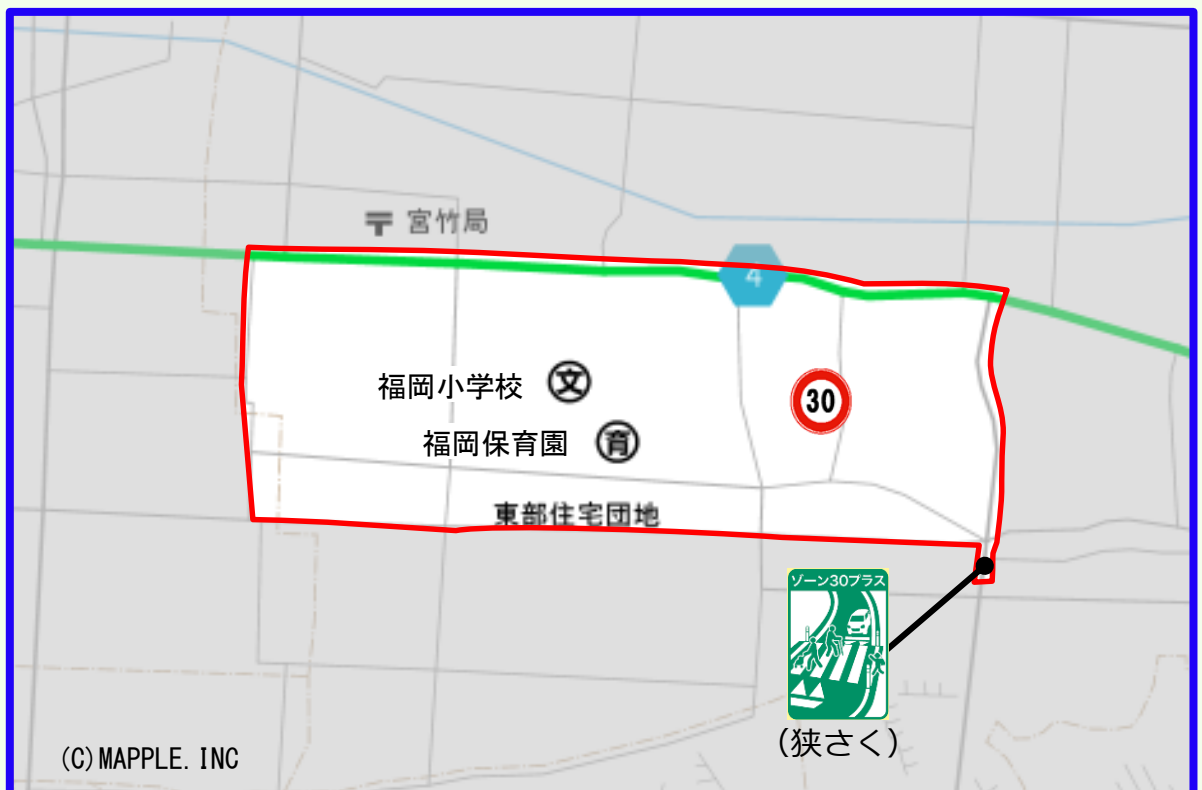
整備地区②：能美市中町、浜町地内（整備年月：平成30年3月）



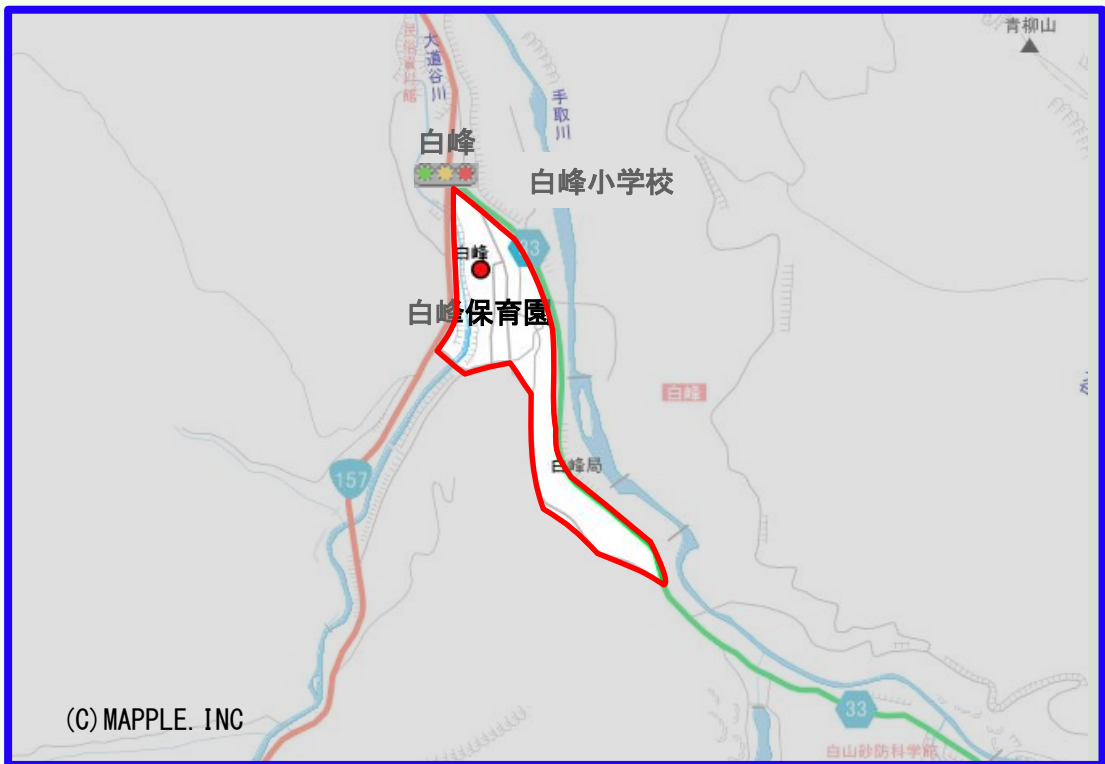
整備地区⑳：能美市福岡町地内（整備年月：令和2年10月）



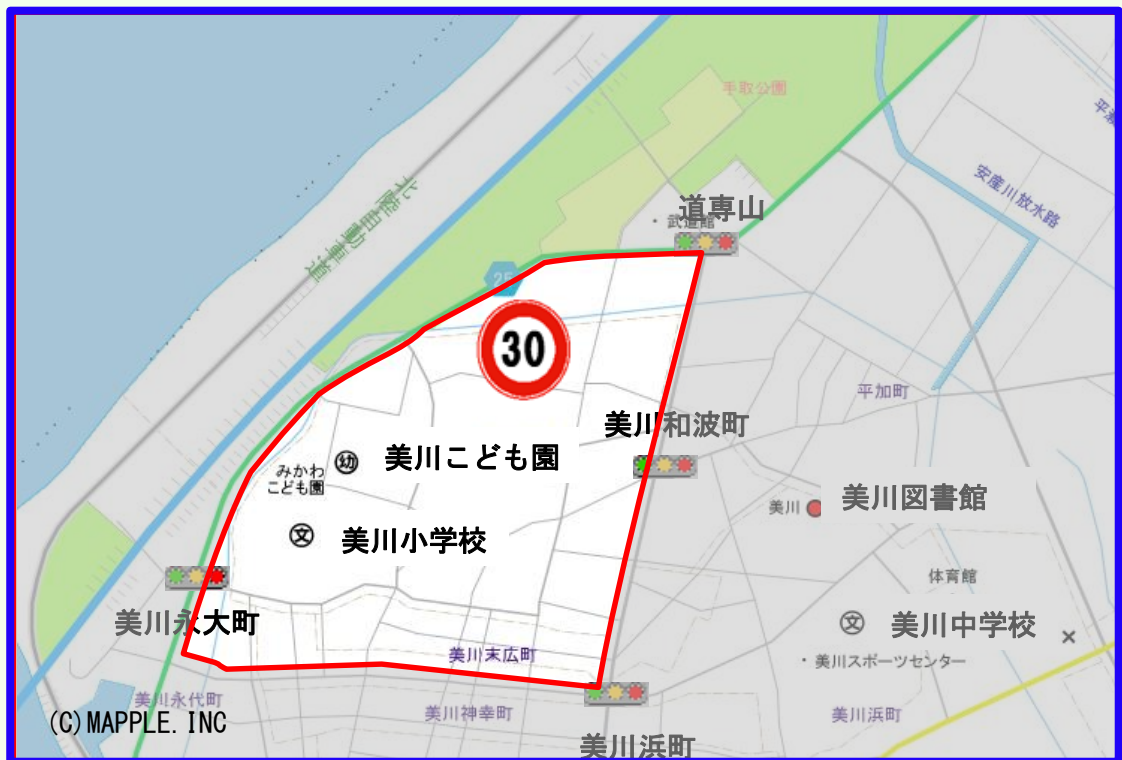
整備地区㉑：能美市宮竹町地内（整備年月：令和4年12月）



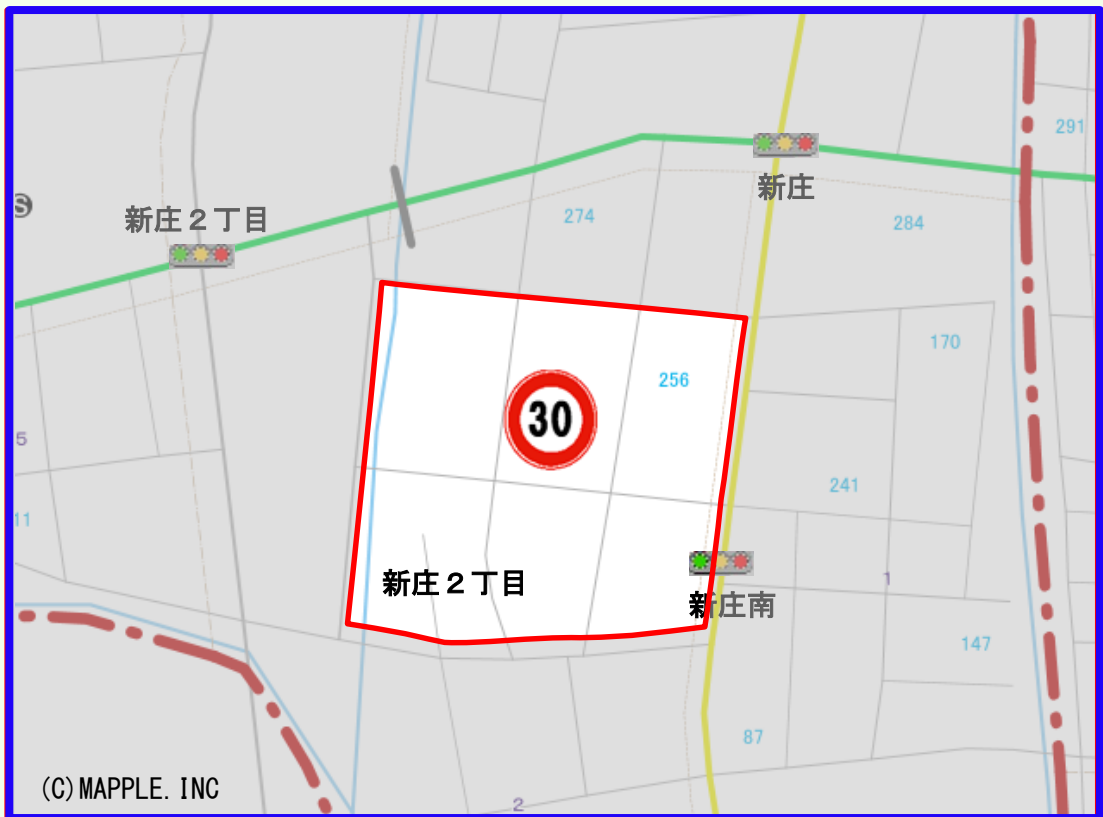
整備地区⑳：白山市白峰地内（整備年月：平成26年9月）



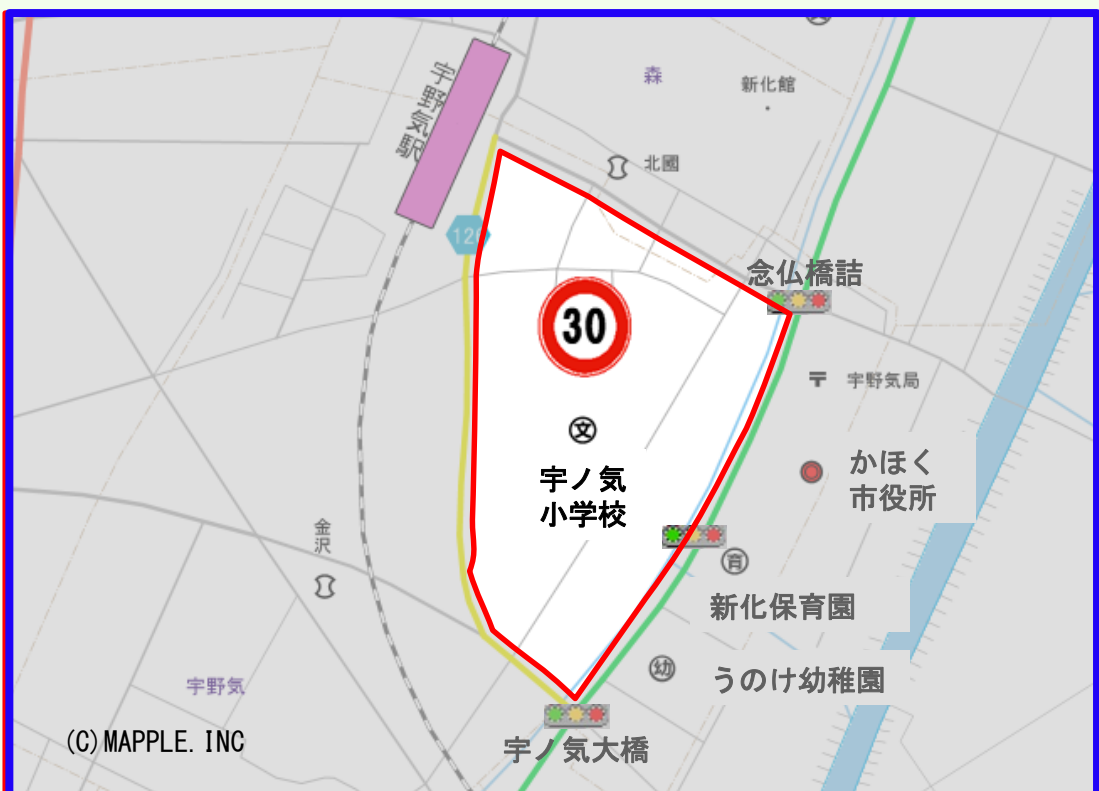
整備地区㉑：白山市美川地内（整備年月：平成31年2月）



整備地区㉗：野々市市新庄2丁目地内（整備年月：平成28年8月）



整備地区㉘：かほく市宇野気地内（整備年月：平成26年9月）



整備地区⑳：津幡町井上の荘 2 丁目地内（整備年月：平成26年11月）

整備地区㉑：津幡町井上の荘 1 丁目、中橋地内（整備年月：平成29年 8 月）



整備地区㉒：志賀町高浜町地内、志賀小学校付近（整備年月：平成26年2月）

整備地区㉓：志賀町高浜町地内、志賀町役場付近（整備年月：平成26年8月）

整備地区㉔：志賀町高浜町地内（整備年月：平成26年8月）



整備地区③④：七尾市小丸山台1丁目、2丁目、小島町地内（平成26年12月）



整備地区③⑤：輪島市河井町地内（整備年月：平成28年9月）



整備地区③⑥：穴水町大町地内（整備年月：平成24年10月）



整備地区③⑦：珠洲市野々江町地内（道路整備年月：平成26年8月）



赤線に囲まれた区域は、付近に小学校や保育園、福祉施設等がある歩行者や自転車の通行が多い生活道路です。

ドライバーの皆さんは、通り抜け道路（ショートカット）として通行せず、ゆっくり、ゆとりを持った安全運転を心がけましょう。

